

## 法改正情報

平成 28 年 9 月 28 日現在

### 新版デュエプロセス 2 民法・不動産登記法Ⅱ 第3版

「民法の一部を改正する法律」（平成 28 年 6 月 7 日施行）および「公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 6 月 19 日施行）により、本書の下記の部分が変更となります。

#### 1. 10 ページの(3) を下記のように変更

##### (3) 再婚禁止期間

###### ① 意義,趣旨

女は、前婚の解消または取消しの日から起算して 100 日を経過した後でなければ、再婚をすることができない(民 § 733-I)。父性の推定の重複を避ける趣旨である。すなわち、離婚した女が離婚直後に産んだ子が、前の夫の子なのか後の夫の子なのか不明となることを避ける趣旨である。なお、男は、前婚の解消または取消しの直後でも再婚することができる。

###### ② 前婚の解消または取消しの日から起算して 100 日を経過する前の再婚が認められる場合

父性の推定の重複が生ずることがなければ、女の再婚を一定の期間禁止する必要がないので、次の場合は、前婚の解消または取消しの日から起算して 100 日を経過する前であっても、女の再婚が認められる(民 § 733-II)。なお、下記の場合のほか、女が前婚の夫と再婚する場合、夫の生死が 3 年以上不明であることを理由として前婚につき離婚判決があった場合(民 § 770-I ③)も、前婚の解消または取消しの日から起算して 100 日を経過する前における女の再婚は禁止されない。

(ア) 女が前婚の解消または取消しの時に懐胎していなかった場合

(イ) 女が前婚の解消または取消しの後に出産した場合

#### 2. 16 ページ上部の枠の中<再婚禁止期間中の婚姻の例>の図の下の文章

「甲は乙と婚姻後 6 か月 経過する前に丙と再婚した」 →

「甲は乙と婚姻後 100 日 を経過する前に丙と再婚した」

#### 3. 16 ページの最終行

「から 6 か月 を経過し、または女が再婚後に懐胎したときは、……」 →

「から 起算して 100 日 を経過し、または女が再婚後に出産したときは、……」

#### 4. 19 ページの下から 5 行目

「したがって、20 歳に達しなければ、選挙権は認められないし、」とありますが、公職選挙法の改正により、18 歳から選挙権が認められるようになりました。

以上